

2025年5月7日

衆議院文部科学委員 亀井亜紀子 様

山口県高等学校教職員組合
執行委員長 石田 高士

給特法等改定案の徹底審議と廃案を求めます

日頃から、ゆきとどいた教育の実現のため、ご尽力いただき感謝申し上げます。

現在、衆議院文部科学委員会で給特法等改定案の一部を改定する法案の審議がすすみ、5月の連休明けにも採決かとも予想されています。

この政府の給特法等改定案では、教職員定数増など、長時間労働縮減のための具体的な支援策は示さず、教育委員会と校長に、時間外在校等時間減少の改善計画策定と公表、実施状況の公開を義務づけています。これでは現在の無定量な時間外勤務が放置され、時間外在校等時間を減らすために、持ち帰り仕事の増加やいわゆる時短ハラスメントの横行が懸念され、長時間過密労働や教職員不足の解消にはつながりません。

また処遇改善案は極めて限定的で、教職員の序列化・階層化を一層すすめ、職場を分断するものです。いま求められているのは、すべての教職員の処遇改善です。

教職調整額を4%から6年かけて10%まで段階的な引き上げをおこなう、2026年1月には4%から5%にするとしていますが、幼稚園教諭は4%の現状維持、指導改善研修を受けている教員には教職調整額を支給しないとしています。教職調整額を本給と位置づけた上で、実際に生じている時間外勤務には労基法にもとづく時間外勤務手当を支給する給特法改正が必要です。

学級担任手当として月額3000円を加算するとしています。その原資は、現在一律に支給されている義務教育等教員特別手当を来年度1.5%から1.0%に削減して充てるとしています。しかも特別支援学校および特別支援学級の担任は対象ではないことに加えて、2026年度以降、特別支援教育にかかわる「給料の調整額」の減額も検討されています。これでは処遇改善とは言えません。

教諭の上に「主務教諭」という新たな職の創設により、賃金の階層構造が持ち込まれ、トップダウンの学校運営が強まり、集団的な協力共同の関係が阻害されることが危惧されます。「主務教諭」の創設は、競争と管理、自己責任と能力主義に苦しむ教職員をうみ、教員の自主性・創造性を奪い、教職員の共同を破壊するだけです。「主務教諭」は必要ありません。

教職員の長時間過密労働を解消するためには、少人数学級の実現や教職員定数の抜本的改善によって人を増やし、一人あたりの業務量を縮減することが不可欠であり、そのためには教育予算増が必要です。また、長時間労働の法的な歯止めとなる残業代支給のしくみを設けることが必要です。

つきましては、国会での徹底審議の上、この法案の問題点を追及し、廃案にするようよろしくお願いします。

以 上